

用途地域等の一括変更後の都市計画情報の見方について

令和5年4月28日に告示・施行した用途地域等の一括変更に合わせて、区ホームページ「みんなのGIS」で公開している用途地域等のデータの掲載方法を変更しました。その見方について、ご説明します。

「みんなのGIS」画面

都市計画道路の計画線

(完了している場合は、基本的に現況の道路境界線になりますが、計画線と形状が異なる場合は、必ず都市計画課までご確認ください。)

境界線は道路中心線であることを示します

境界線は都市計画道路の計画線から20mで路線式指定されていることを示しています

「太線」は、用途地域等の境界線

境界線が都市計画道路の計画線の隅切りから20mであることを示しています

「細線」は、境界根拠等の説明のためのもの

【都市計画道路の形状が不整形な部分について】

「みんなのGIS」画面

都市高速鉄道
(茶色の線)

都市計画道路
(青色の線)

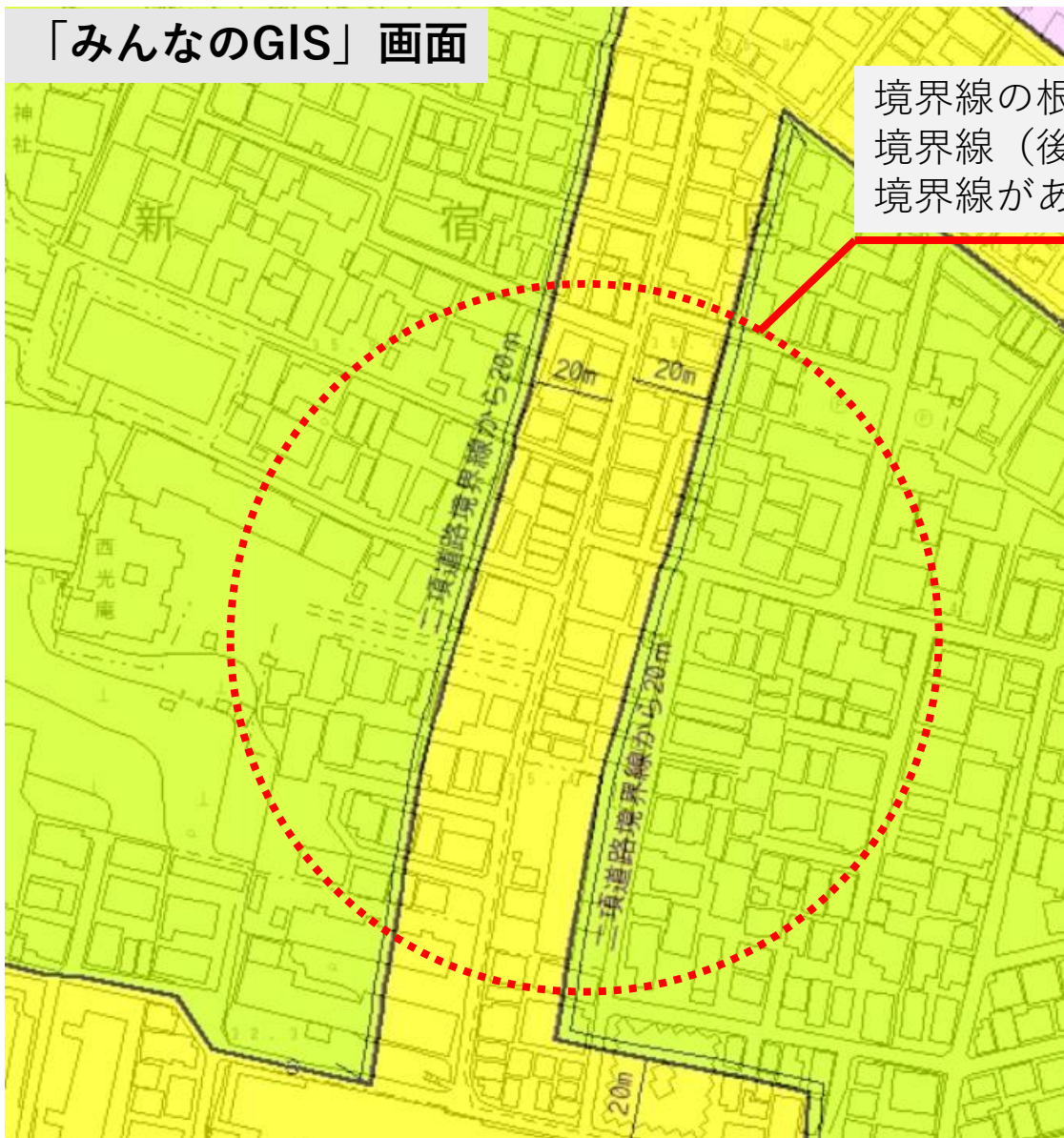
都市計画道路の折れ点

都市計画道路の交差点部分など形状が不整形な部分について、折れ点間の見通し線から20mの線が境界線であることを示しています。

都市計画道路の折れ点

【境界線の根拠が二項道路の場合】

「みんなのGIS」画面



境界線の根拠が二項道路の場合、二項道路の境界線（後退線）から20mの位置に用途地域の境界線があることを示しています。

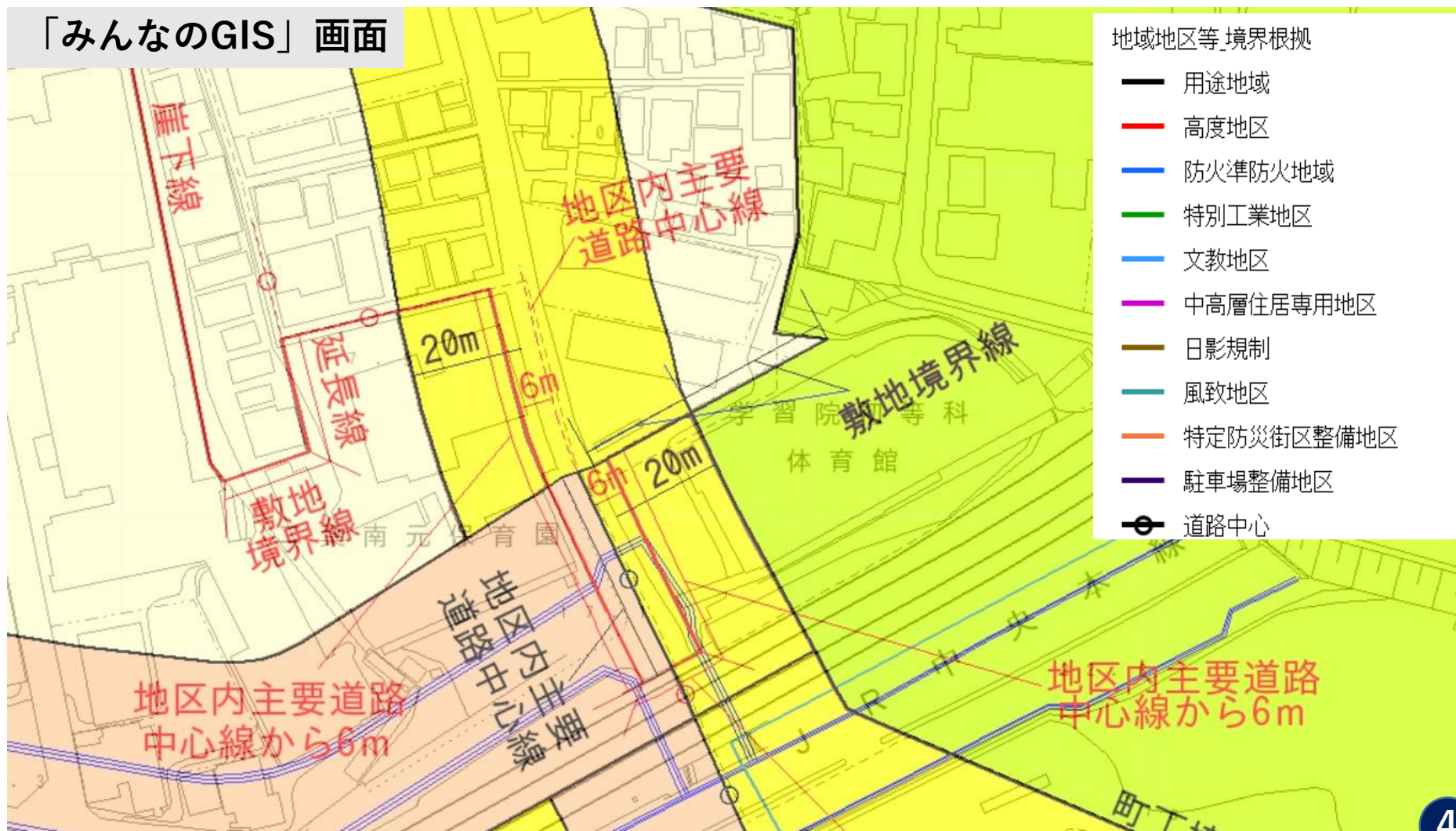
※二項道路の境界線（後退線）
については、本庁舎8階8番窓口
建築調整課でお問い合わせください。

※二項道路とは…
建築基準法第42条第2項に基づく道路。
建築基準法の施行時（昭和25年11月23
日）にすでに建築物が建ち並んでいて、
一般の交通に使用されており、その中心
線が明確で、幅員が1.8m以上の道。

【境界線と補助線について】

太い線は、用途地域等の境界線です。細い線や点線は、境界根拠の説明に利用している補助線です。境界線は、都市計画の種類ごとに色を変えています。（下図の凡例を参照）複数の都市計画の境界線が一致している場合は、線の色を用途地域⇒高度地区⇒防火・準防火地域⇒その他の地域地区⇒日影規制の順に優先して表示しています。

「みんなのGIS」画面



【線の見分けがしづらい場合】

色々な線が表示されて見づらい場合は、拡大してみると、都市計画道路や都市高速鉄道の線が見分けやすくなります。どちらの線も、広域的に連続した線です。

都市高速鉄道

都市計画道路

都市高速鉄道

都市計画道路